

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 23 年
1月25日
(火曜日)

目 次

告示

- 道路の区域の変更(道路整備課).....一
- 道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事(道路整備課).....二
- 美祢下村土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課).....二
- 下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
- 公告
- 県営下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....四



山口県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
路 線 名 三二六号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山陽小野田市大字厚狭字柳下一五五 の二地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル) 最狭 一九・八〇 最広 二五・一〇	延 (メートル)長 四九・六	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路 線 名 美祢油谷線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市大嶺町奥分字麦川一九八四の 三地先から 同市大嶺町奥分字浦ヶ瀬八八二の一 地先まで	新	旧	敷地の幅員 (メートル) 最狭 三・五 最広 四・三	延 (メートル)長 六三〇・二 八四五・九	ダブルウェイ 道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路 線 名 萩三隅線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市大字椿字桜江四一六五の一 地先から 同市同大字同字四二四八の二地先ま で	新	旧	敷地の幅員 (メートル) 最狭 一四・〇〇 最広 二二・二〇	延 (メートル)長 二七二・〇 二七〇・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路 線 名 奥万倉厚狭線
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
山陽小野田市大字厚狭字東原一三〇八の二地先から同大字字今市一四二九の二地先まで	旧	最狭 八・四・五	九一四・〇	
山陽小野田市大字厚狭字東原一三〇八の二地先から同大字字柳下一四九五の二地先まで	新	最狭 二七・八・二九	三五四・四	終点の変更及び道路改良工事に よる。

山口県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三一六号	山陽小野田市大字厚狭字柳下一五五五の二地先から同大字同字一四九五の二地先まで	平成二十三年一月二十六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道美祢油谷線	美祢市大嶺町奥分字麦川一九八四の三地先から同市大嶺町奥分字浦ヶ瀬八八二の二地先まで	平成二十三年一月二十六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三隅線	萩市大字椿字桜江四一六五の二地先から同市同大字同字四二四八の二地先まで	平成二十三年一月二十六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道奥万倉厚狭線	山陽小野田市大字厚狭字東原一三〇八の二地先から同大字字柳下一四九五の二地先まで	平成二十三年一月二十六日

山口県告示第三十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成二十三年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

市名	路線名	工事区間	工事種類の	始工年月日
山陽小野田市	市道有帆大休線	山陽小野田市大字有帆字腰桶一六五二の二地先から同大字字馬渡一六七三の二地先まで	道路改良	平成二十三年一月二十五日

山口県告示第三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、美祢下村土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理組合の名称
美祢下村土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
美祢市伊佐町伊佐五六七〇番地
- 三 設立認可の年月日
平成十八年一月十日
- 四 変更認可の年月日
平成二十三年一月二十五日

山口県告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

下関市中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、名池町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、西入江町、幸町、桜山町、大平町、筋川町、筋ヶ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、関西本町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、山の口町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、春日町、新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地西町、大和町一丁目、大和町二丁目、赤間町、西観音町、東観音町、上条町、神田町一丁目、神田町二丁目、西神田町、東神田町、山手町、栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目、向山町、東向山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、羽山町、大坪本町、汐入町、金比羅町、武久町一丁目、武久町二丁目、山の田本町、山の田中央町、山の田東町、山の田西町、山の田北町、山の田南町、大宇町一丁目、大宇町二丁目、大宇町三丁目、大宇町四丁目、大宇町五丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三

河町、宝町、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島西山町五丁目、彦島竹子島町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、垢田町一丁目、垢田町二丁目、垢田町三丁目、垢田町四丁目、垢田町五丁目、新垢田東町一丁目、新垢田東町二丁目、新垢田西町一丁目、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、新垢田南町一丁目、新垢田南町二丁目、新垢田南町三丁目、新垢田北町、古屋町一丁目、古屋町二丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、綾羅木本町四丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木南町一丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、川中本町、川中本町一丁目、川中本町二丁目、川中豊町一丁目、川中豊町二丁目、川中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、川中豊町六丁目、川中豊町七丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末陣屋、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司

平成二十三年一月二十五日印刷
平成二十三年一月二十五日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、
 王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉
 町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根西町
 一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町二丁目、秋根本町三丁目、秋根北町、秋根南町一
 丁目、秋根南町二丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮
 町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、
 綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁
 目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁
 目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府亀の甲一丁目、長府亀
 の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の
 浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、
 長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁
 目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府
 中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅
 前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小
 島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄
 町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、棕野町一丁目、棕野町二丁
 目、棕野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富
 任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅
 前一丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡
 町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁
 目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、
 阿弥陀寺町、あるかばーと、卸新町、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、棕野上
 町、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮本町一丁目、
 一の宮本町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋
 根上町三丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁
 目、前勝谷町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、長府高場
 町、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、長府満珠新町、藤附町、中之町、彦島弟
 子待東町、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、彦島老の山公園、形山町、一の宮卸本町、一
 の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁
 目、楠乃五丁目、長府黒門町、小月南町、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本
 町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、木屋川南町三丁目、
 木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一
 丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋東町二丁目、田倉御殿町一丁目、田倉

御殿町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁
 目、伊倉新町五丁目、新棕野一丁目、新棕野二丁目、新棕野三丁目、大字垢田、大字
 有富、大字石原、大字楠乃、大字豊浦村、大字前田、大字伊倉、大字宇部、大字綾羅
 木、大字田倉、大字秋根、大字勝谷、大字藤ヶ谷、大字松小田、大字才川、大字小月
 町及び大字清末



(二) 県営下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
 県営下関北部地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項にお
 いて準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年一月二十六日から同年二月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課